

落札可能件数の制限について

この案件は落札可能件数の制限を行います。取扱については以下のとおりとしますので、ご注意ください。

記

1 対象案件等及び落札可能件数

(1) 対象案件の名称及び開札の順番

開札の順番	案 件 名 称
①	①令和8年度下半期 古紙・衣類[東淀川区] 売払（単価契約）
②	②令和8年度下半期 古紙・衣類[淀川区] 売払（単価契約）
③	③令和8年度下半期 古紙・衣類[北区・都島区] 売払（単価契約）
④	④令和8年度下半期 古紙・衣類[旭区・鶴見区] 売払（単価契約）
⑤	⑤令和8年度下半期 古紙・衣類[城東区] 売払（単価契約）
⑥	⑥令和8年度下半期 古紙・衣類[福島区・此花区] 売払（単価契約）
⑦	⑦令和8年度下半期 古紙・衣類[西淀川区] 売払（単価契約）
⑧	⑧令和8年度下半期 古紙・衣類[中央区] 売払（単価契約）
⑨	⑨令和8年度下半期 古紙・衣類[浪速区] 売払（単価契約）
⑩	⑩令和8年度下半期 古紙・衣類[西区・港区・大正区] 売払（単価契約）
⑪	⑪令和8年度下半期 古紙・衣類[天王寺区・東住吉区] 売払（単価契約）
⑫	⑫令和8年度下半期 古紙・衣類[東成区] 売払（単価契約）
⑬	⑬令和8年度下半期 古紙・衣類[生野区] 売払（単価契約）
⑭	⑭令和8年度下半期 古紙・衣類[住之江区・住吉区] 売払（単価契約）
⑮	⑮令和8年度下半期 古紙・衣類[阿倍野区・西成区] 売払（単価契約）
⑯	⑯令和8年度下半期 古紙・衣類[平野区] 売払（単価契約）

※再度入札を行う案件がある場合は、当該案件の順番を、当初の開札順における最後の案件の次と読み替えて、落札者を決定します。

なお、再度入札が複数ある場合における再度入札の順番は、当初の開札の順番どおりとします。

(2) 落札可能件数

上記(1)に掲げる対象案件のうち、落札可能な件数は 1施設（引渡場所）につき2件とする。

(1業者につき2件ではないので注意してください。)

2 基本的事項

- (1) 対象案件において、落札可能件数を制限する場合は、当該施設における落札可能件数を事前に通知します。
- (2) 対象案件、開札の順番、落札可能件数は上記1に定めるとおりです。
- (3) あらかじめ定めた順番に開札し、先に開札した案件で落札者となった者のうち、1施設で2件落札となった施設を持つ者は、以後の開札案件において、当該施設による受入を予定するその者のした入札を無効とします。1案件に2施設以上を有する参加者が入札した場合、原則無効とならないよう落札案件は振り分けて受け入れるものと解します。
- (4) 再度入札を行う案件がある場合は、当該案件の順番を、当初の開札順における最後の案件の次と読み替えて、落札者を決定します。なお、再度入札が複数ある場合における再度入札の順番は、当初の開札の順番どおりとします。
- (5) 落札可能件数による入札の無効で、次順位者がいなくなった案件については、当該入札を取止めます。

以上